

二 級 河 川 大 明 神 川 に お け る

河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取希望者

公 募 要 領

令和 7 年10月

愛 媛 県 東 予 地 方 局

第1 趣旨

この要領は、愛媛県河川砂利等採取公募要綱（平成 16 年 3 月 4 日制定）に基づき、二級河川大明神川における河床掘削工事の代行を条件に河川砂利等の採取を希望する者を公募し、採取許可等を与えようとする者（以下「採取許可予定者」という。）を決定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 河川砂利等の採取を希望することができる者の資格

河川砂利等の採取を希望することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすことについて、知事の確認を受けた者であること。ただし、(2)及び(7)の要件以外の要件をすべて満たす企業又は団体が河川砂利等の採取以外の業務を(1)以外の要件をすべて満たす企業又は団体に下請けさせる場合を含むものとする。

- (1) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 3 条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること又は登録を受ける見込みであること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する建設業の許可（土木工事業に限る。）を受けていること。
- (3) 愛媛県東予地方局又は中予地方局の所管区域内に主たる営業所を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合を除く。）。
- (6) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和 63 年 8 月 1 日制定）に基づく入札参加資格停止の期間中でないこと。
- (7) 河床掘削の工事現場に現場代理人を専任で配置できること。
- (8) 採取希望申込書の提出期限前 2 年以内に、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）、砂利採取法、建設業法及び採石法（昭和 25 年法律第 291 号）に係る違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。

第3 公募対象箇所等

- (1) 河川の名称

二級河川大明神川水系 大明神川

- (2) 掘削（採取）の場所

左岸 西条市三芳2170番4地先から同市三芳2188番18地先まで

右岸 西条市国安498番1地先から同市国安494番3地先まで

（別添位置図、実測平面図のとおり）

- (3) 掘削（採取）に係る土地の面積

16,700 平方メートル

(別添実測平面図及び丈量図のとおり)

- (4) 掘削（採取）する砂利等の数量

レキ質土

上限5,791.9 立方メートル

(※民間の土砂需要の低迷を考慮し、上限枠の範囲内での一部代行工事の希望がある場合は希望数量を聴取し、その数量に対して許可を与えるので、全量を採用すること。)

- (5) 掘削（採取）の深さ

平均掘削深

0.35 メートル

(別添実測縦断面図及び実測横断面図のとおり)

- (6) 掘削（採取）の期間

許可の日から12ヶ月以内

第4 河川砂利等の採取希望者の申込手続

河川砂利等の採取を希望する者は、申込書（様式第1号）及び掘削（採取）計画書（様式第2号）を東予地方局長に提出すること。

申込書の提出先、提出期限及び提出方法は次のとおりとする。

- (1) 申込書の提出先

西条市喜多川796番地1

愛媛県東予地方局建設部管理課

電 話：0897(56)1300 内線406

F A X：0897(55)4693

- (2) 申込書の提出期限

令和7年10月29日（水）17時

- (3) 申込書の提出方法

書面により、(1)に定める提出先に持参して提出すること。

第5 本要領に関する質問

本要領に関して不明な点が生じた場合は、次により質問することができる。

- (1) 質問書の提出期間は、公募を開始した日の翌日から、申込書の提出期限の7日前までとする。

- (2) 質問書の提出場所は、第4(1)に定める申込書の提出先とする。

- (3) 質問書の提出は、提出先への持参、郵送又はFAXで行うものとし、FAXによる場合は、FAX発信後に電話により確認を行うこと。
- (4) 質問書は受付け後、遅滞なく質問者に回答するとともに、回答書は閲覧に供するものとする。
- (5) 質問書に対する回答書の閲覧場所は、次のとおりとし、閲覧は、質問受理後5日以内に開始し、申込書の提出期限の前日に終了するものとする。
 - ・ 申込書の提出先と同じ

第6 提出された掘削（採取）計画書に対する審査

提出された掘削（採取）計画書について不明な点が生じた場合には、必要に応じ愛媛県東予地方局建設部管理課によるヒアリングを実施する。

第7 採取許可予定者を決定するための基準

採取許可予定者については、申込みの内容を審査し、次の項目について公益性等の程度を総合的に判断したうえで決定するものとし、公益性等の程度が甲乙付けがたい場合は、くじによる抽選により決定するものとする。

- (1) 河川砂利等の採取を希望する者の協同化等の状況
- (2) 掘削（採取）する砂利等の数量
- (3) 掘削（採取）した砂利等のうち、コンクリート用骨材として有用な砂利の処理
- (4) 砂利等の掘削（採取）、運搬及び洗浄選別の方法（工程を含む。）並びに不用残土等の処分方法
- (5) 掘削（採取）した砂利等の使用方法（自家消費又は他者への有償供給の別）

第8 採取許可予定者の決定及び通知

東予地方局長は、申込書を提出した者に対し、採取許可予定者の決定結果を通知するものとする。

第9 河川砂利等の採取許可等の申請手続

- (1) 採取許可予定者として通知を受けた者は、東予地方局長に対し、河川法第20条の規定に基づく承認、同法第25条の規定に基づく許可及び砂利採取法第16条の規定に基づく認可の申請手続を速やかに行うこと。
- (2) 前項に規定する申請書の提出先は愛媛県東予地方局建設部管理課とする。

第10 河川砂利等の採取許可等に当たって付される主要な条件

- (1) 河床掘削工事により発生した建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくほか、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について(通知)」（平成13年6月1日付け環境省環廃産第276号）及び建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日付け建設省経建発第3号）に準拠し、採取許可予定者の費用において適正に処理すること。
- (2) 河床掘削工事により発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に準拠し、採取許可予定者の費用において適正に分別・再資源化等を行うこと。
- (3) 掘削（採取）の場所における粒径が300ミリメートルを超える転石については、採取を認めない。
- (4) 掘削（採取）の場所における日曜日、祝日及び平日日没後の作業は禁止する。
- (5) 河床掘削の代行工事の施行及び河川砂利等の採取により他に損害を与え、又は与えるおそれがあるときは、採取許可予定者の責任において解決すること。

第11 河川砂利等の採取許可に係る状況等の公表

採取許可予定者の決定後、採取許可状況等は、愛媛県東予地方局建設部管理課で随時閲覧に供するものとする。

第12 その他

- (1) 河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取であるため、愛媛県河川流水占用料等徴収条例（平成12年愛媛県条例第26号）第3条第2号〔公益その他特別の事情があると知事が認める場合〕を適用し、採取料を免除する。
- (2) 今回の公募において採取許可予定者として通知を受ける者は、二級河川加茂川において次回の公募を実施する場合には、採取許可予定者の決定に当たり、優先的な地位を有する。
- (3) 今回公募する掘削（採取）砂利等の数量の上限枠は第3(4)に定めるとおりであり、採取許可予定者として通知を受ける者から希望数量を聴取し、その全量の掘削（採取）を原則とするが、それ以外の数量に基づく掘削（採取）を希望する者についても採取許可予定者として認めることがある。
また、上限枠まで数量に余裕がある場合は、別途公募を行うことがある。
- (4) 今回公募する掘削（採取）の期間は第3(6)に定めるとおりであるが、期間内に河床掘削工事を完了することができないことについて相当の理由があるときは、期間の延長を認めることがある。
- (5) 公募対象箇所を試掘を希望する者は、東予地方局建設部管理課の立会いの下、自らの

費用で試掘を行うことができる。

- (6) 河川砂利等の採取を希望する者が自ら掘削（採取）した砂利等の洗浄選別等を別の企業又は団体に下請けさせる場合には、当該企業又は団体にあっても、砂利採取法第3条に規定する砂利採取業者の登録及び同法第16条に規定する砂利採取計画の認可が必要となることがあるので注意すること。
- (7) 土壤汚染対策法第4条第1項に規定する届出を工事着手の30日前までに行うこと。
- (8) 掘削（採取）した砂利等を土地の埋立て等に供する場合には、埋立て等に供する区域の面積により、愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第9条の規定に基づく許可の申請手続が必要となるので注意すること。
- (9) 第4の規定に基づく申込書及び第9の規定に基づく申請書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (10) 提出された申込書は返却しない。
- (11) 提出期限以降の申込書の提出及び掘削（採取）計画書の訂正等は認めない。ただし、愛媛県東予地方局長の指示による訂正等についてはこの限りでない。

第13 添付資料

位置図

実測平面図

実測横断面図

掘削土量計算書

現況写真

(様式第1号)

申 込 書

令和 年 月 日

東予地方局長 様

申込者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

㊞

二級河川大明神川における河床掘削工事の代行を条件とした
河川砂利等の採取希望者の公募について

標記の件について、別紙掘削（採取）計画書のとおり採取を希望するので、申し込みます。

(様式第2号)

掘削(採取)計画書

氏名又は名称 (ふりがな)	
住所又は所在地 連絡先 (TEL)	
代表者の氏名 (ふりがな)	
担当者名 (ふりがな) 担当部署 連絡先 (TEL)	
掘削(採取)する砂利等の数量 (採取希望数量)	
仮置場の所在地、所有者、面積及び 仮置できる砂利等の数量	
掘削(採取)した有用砂利等の用途及び 洗浄選別後の不用残土等の処分 方法	
掘削(採取)した砂利等の処理方法	
掘削(採取)・運搬・洗浄選別 (以下 「掘削(採取)等という。」の方法(工 程を含む。)及び掘削(採取)等のため の設備その他の施設	
掘削(採取)等に伴う災害の防止のため の方法及び施設	
掘削(採取)した砂利等の水切りの 方法及び施設	
掘削(採取)した砂利等の搬出方法及 び経路	
砂利採取業者の登録年月日及び登 録番号	
建設業の許可年月日及び許可番号	
試掘希望の有無	

- (注) 1 工事工程表その他参考となる資料を添付すること。
2 今後砂利採取業者の登録を受ける見込みのときは、登録申請書(案)を添付すること。
3 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例に基づく特定事業の許可が必要な見込みのときは、許可申請書(案)を添付すること。
4 本様式の欄に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加すること。